

# 「寶田裁判を支援する会」

ニュース NO.1 2019.2.15

事務局：〒760-0073

香川県高松市栗林町 2-14-39

昭和ビル3階（香川県医労連内）

☎ 087-862-6657

## 「寶田裁判を支援する会」結成



たからだみやこ  
寶田都子さんのうつ病労災裁判を

### 「支援する香川の会」

一月二十九日、裁判と報告集會に引き続き開かれた結成総會には六四名が参加。総會では、『会』の目的、運営、財政や役員の見解の提案があり承認されました。最後に寶田さんから謝辞・決意表明があり、全員で裁判闘争勝利に向けての意思を固めました。

傍聴記 〆 (吉田 智子)

「支援する会」の目的としては、第一義的には寶田さんの裁判を勝利させること。そして、いま医療・介護や教育現場などの長時間・過密労働、パワハラをなくすことと訴えています。活動方針では、①広く世論に訴え、②裁判の傍聴、③署名活動に取り組み、ニュースの発行などです。

【当面の活動・申し合せ事項】として、①毎回の裁判傍聴では傍聴席を満席にすること。②全力を挙げて署名活動に取り組み、五万筆をめざす。第一次集約を三月末とし、裁判所に提出する。③裁判闘争を支えるためにも（個人・団体）の会員を増やし財政を確立することが提案されました。

裁判では、満席の傍聴者が見守る中、弁護側が証拠として提出した寶田さんのカレンダーを、被告の国側の人が調べていまして、時々小声で書記官の人とやりとりを見えました。

裁判終了後、弁護士会館に移動し、報告集會と『支援する会』の結成集會が開かれました。

弁護士の先生が、「裁判を公開にしよう。また傍聴席が満席になってよかった」と繰り返し話しました。その後、この間の経過の説明がありました。

寶田さんは、職場でのノルマ達成の強要や長時間労働に苦しめられ、あげくに「あなたの退職をみんなが望んでいる」などのパワハラを受けて精神障害に追い込まれ、退職を余儀なくされました。やむにやまれず高松労働監督署に労災を申請すると、「生きていくのに申請するとは凶々しい」とまたパワハラを受けました。そして、結局不支給にされたのです。

寶田さんは、「後に続く人にこんな思いをさせたくない」と提訴を決意したとのこと。私はその勇氣に敬服し、また香川で初めての労災認定を求め裁判だと思いき、歴史的な裁判闘争だと身が引き締まる思いがしました。私も共にたたかいたい、「支援する会」に入会しました。



### 長時間労働・パワハラでうつ病に

#### — 労災不支給 —

寶田都子さんは、看護師として県内の病院などで約38年間働いた後、医療法人福生会介護老人保健施設「明けの星」(高松市)から強く要望され、平成24年1月看護師長として入社しました。入所者数95%確保(ノルマ)の任務と管理業務を任せられました。

ところが施設内では看護師不足が常態化しており、寶田さんはノルマ達成が常に課せられたうえ、多岐にわたる膨大な業務をこなすために長時間労働、休日の取れない連続勤務を強いられ、理事長・事務長からのハラスメントなどで心身ともに疲弊し、動悸や不眠状態が続くようになりました。平成25年3月7日、ノルマが達成できないことを理由に退職勧奨を含む降格処分の通告を受けたことで、極限の精神状態に追い込まれました。そのことが原因で精神障害(「急性ストレス反応」のちに「うつ病」を発症しました。同年11月高松労基署へ労災申請をしましたが、平成27年3月不支給決定とされ、その後、審査請求、再審査請求まで行いましたが、いずれも「棄却」となり、平成29年1月高松地裁へ提訴しました。

寶田さんは平成26年10月退職を余儀なくされましたが、突発性難聴で左耳の聴力をほぼ失い、耳鳴り、めまいも続き現在も病状は回復せず療養中です。

寶田さんの「急性ストレス反応」(現在は「難治性抑うつ病」)は、明らかに業務に内在する危険性が発現したものであるにもかかわらず、原告が請求した労災の休業補償給付の請求は不支給処分となりました。